

第1回 横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会

日時:令和8年6月25日(木) 14:00~16:00

会場:横浜市役所 18 階会議室なみき16

次 第

1 開会

2 委員紹介及び委員長等選出

3 議事

- (1) 会議及び会議録の公開について
- (2) 施設概要・審査要項・評価基準について
- (3) その他

【配付資料】

資料1:物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会委員名簿

資料2:横浜市の港湾施設の指定管理者選定評価委員会運営要綱

資料3:横浜市の港湾施設の指定管理者の選定等に関する要綱

資料4:横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱

資料5:物流等関連施設

(1)施設概要 (2)審査要項 (3)評価基準 (4)業務仕様書 (5)様式集

資料6:港湾厚生関連施設

(1)施設概要 (2)審査要項 (3)評価基準 (4)業務仕様書 (5)様式集

資料7:今後のスケジュール

資料8:会議資料の公開について

資料1

横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会委員名簿

氏 名	役職
いしぐろ れいこ 石黒 玲子	石黒玲子会計事務所 公認会計士、税理士
かとう りょう 嘉藤 亮	神奈川大学 法学部教授
はらだ じゅんこ 原田 順子	日本港湾経済学会員、経営学博士
むらまつ けんご 村松 賢吾	(株)NX 総合研究所 リサーチ&コンサルティング ユニット2 コンサルタント
やまたに たかのり 山谷 隆則	港湾職業能力開発短期大学校横浜校 校長

(敬称略 五十音順)

横浜市の港湾施設の指定管理者選定評価委員会運営要綱

制 定 平成25年 3 月 1 日港湾経第872号（局長決裁）
最近改正 令和 3 年 6 月 1 日港湾振第284号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）第25条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

（審議項目）

第 2 条 委員会は、港湾施設の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による港湾施設の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項及び審査要項の内容
- (4) 選定に関する審査
- (5) 選定及び次点候補者の決定
- (6) 評価基準
- (7) 評価の決定
- (8) 指定管理者の指定の取消し
- (9) その他市長が選定、評価等に必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は市長が委嘱する。

- 2 委員は、学識経験者、港湾関係者及びその他市長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長は、その委員の職を解くものとする。
- 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の運営に支障が生ずる場合は、市長は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員の氏名及び役職等は公募要項等で公表する。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第4条第2項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。なお、会議においてWeb会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。）を介し議事に参加する委員は、参加する場所が会議の場所でない場合であっても会議の出席委員とみなす。

3 委員会の議事は、出席委員（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員長が必要であると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くこと及び資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も漏らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

5 委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び指定管理者が公表した情報については、この限りでない。

(報告)

第9条 委員会は、指定候補者及び次点候補者の選定、評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、条例別表第5の左欄に掲げる委員会のうち、横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会については港湾局物流運営課に、横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会及び横浜市海づり施設等指定管理者選定評価委員会については港湾局賑わい振興課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日港湾物運第336号）
（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日港湾振第2141号）
（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（横浜市の海づり施設等指定管理者選定評価委員会運営要綱の廃止）
横浜市の海づり施設等指定管理者選定評価委員会運営要綱は、廃止する。

附 則（令和3年6月1日港湾振第284号）
（施行期日）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

横浜市の港湾施設の指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 25 年 3 月 1 日港湾経第 862 号（局長決裁）

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日港湾振第 2140 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市港湾施設条例（平成 30 年 10 月横浜市条例第 52 号。以下「条例」という。）第 21 条に規定する港湾施設の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定を適正に実施するための手続等を定める。

2 指定候補者の選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（選定）

第 2 条 指定候補者の選定は、期間を定めた公募又は公募によらない方法により実施する。

2 前項の公募を行った結果、資格を満たす者の応募がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で、再度公募を行うものとする。

3 前項の規定により再度公募を行った結果、資格を満たす者の応募がなかった場合には、市長は公募によらず選定を行うことができる。

4 公募によらない方法で指定候補者を選定する場合は、市長が定めた団体から必要となる書類を提出させた後、審査要項に基づき審査することにより行う。

5 市長は、条例第 25 条第 1 項に定める指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して、指定候補者の選定を行う。

6 2 団体以上の応募があった場合には、市長は委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

7 市長は、港湾施設の指定管理者の指定期間中に、次の各号のいずれかに該当し、かつ、条例で定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる場合は、前各項の規定にかかわらず、指定候補者を選定することができる。この場合において、第 3 条から第 5 条までの規定は、適用しない。

（1）指定管理者の法人格の変更等に伴い承継団体を選定する場合

（2）対象施設の軽微な変更を行う場合において、同一の指定管理者を選定する場合

（3）その他特別な事情があると認められる場合

（選定基準）

第 3 条 指定候補者の選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができる者を指定候補者として定めることができるよう定める。

- 3 市長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

(申請書等)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、横浜市港湾施設条例施行規則、指定管理者公募要項又は審査要項に定められた提出書類を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書類の一部又は全部を、必要に応じて委員会に提供するものとする。

(選定結果の公表及び報告)

第5条 市長は、指定候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の議決を経たときは、指定候補者に対し、速やかに指定の通知をするとともに、公告を行わなければならない。

- 2 指定管理者に指定された者と市長は、指定管理業務に関する協定を締結しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日港湾振第2140号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(横浜市の海づくり施設等の指定管理者の選定等に関する要綱の廃止)

- 2 横浜市の海づくり施設等の指定管理者の選定等に関する要綱は、廃止する。

横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱

制 定 平成12年 6 月

最近改正 令和 8 年 2 月

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づく附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする会議）

第 2 条 この要綱の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関
- （2） 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置された附属機関

（会議開催の事前公表）

第 3 条 附属機関の会議の開催に当たっては、当該会議の開催の日前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第 1 号）を、市役所掲示板（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所掲示板）に掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に附属機関の会議を開催するときは、開催の決定後、速やかにこれを行うものとする。

- （1） 開催日時
- （2） 開催場所
- （3） 議題
- （4） 公開・非公開の別
- （5） 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- （6） 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- （7） 問合せ先

（非公開等の決定）

第 4 条 附属機関の長は、当該附属機関の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

- 2 前項の場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(理由等の会議録への記録等)

第5条 附属機関の会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

(会議の傍聴等)

第6条 附属機関の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、附属機関は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、附属機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 4 附属機関は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議資料の提供)

第7条 附属機関の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布し、又は閲覧できるようにするものとする。

(会議録の写し等の閲覧)

第8条 附属機関は、会議を公開した場合においては、当該会議に係る会議録（横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱第5条第3項に規定する会議録をいう。）及び報告書並びに会議資料の写し等を、当該会議録及び報告書の確定後、担当課において1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

(運営状況の報告)

第9条 附属機関は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、様式第2号により、市民局長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 各回の傍聴者数

- 2 市民局長は、毎年1回、附属機関の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

（附属機関の長が選任されていない場合の特例）

- 2** 附属機関の長が選任されていない場合は、当該附属機関の会議は、公開で行うものとする。この場合において、附属機関の長が選任されたときは、会議の非公開等の決定は、第4条に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

横浜港物流関連指定管理施設位置図(令和8年4月1日時点)



1 指定管理施設概要

施設名	所在地	施設概要
①大黒ふ頭港湾厚生センター	横浜市鶴見区大黒町 1	鉄筋コンクリート造 2 階建 2,146 ㎡ 休憩所、食堂、その他福利厚生施設
②大黒ふ頭レストハウス	横浜市鶴見区大黒ふ頭 15	鉄骨造平屋建 411 ㎡ 休憩所、食堂、その他福利厚生施設
③出田町ふ頭港湾厚生センター	横浜市神奈川区出田町 3	鉄骨造 2 階建のうち 1 階部分 209 ㎡ 休憩所、食堂、その他福利厚生施設
④横浜市港湾労働会館	横浜市中区海岸通 1 - 1	鉄筋コンクリート造 5 階建 1,840 ㎡ 休憩所、食堂、その他福利厚生施設
⑤山下ふ頭港湾厚生センター	(本館)横浜市中区山下町 277- 1	鉄骨造 3 階建 1,498 ㎡ 休憩所、食堂、その他福利厚生施設
	(別館)横浜市中区新山下 1-17-7	鉄骨造 4 階建 1,176 ㎡ 会議室、その他福利厚生施設
⑥本牧ふ頭港湾厚生センター	横浜市中区本牧ふ頭 1 - 1	鉄筋コンクリート造 3 階建 951 ㎡ 休憩所、食堂、その他福利厚生施設
⑦港湾労働者本牧ふ頭厚生施設	横浜市中区本牧ふ頭 1 - 1	鉄骨造平屋建 254 ㎡ 休憩所、食堂、その他福利厚生施設
⑧本牧ふ頭 B 突堤厚生施設	横浜市中区本牧ふ頭 B 突堤 7 号上屋	鉄骨造平屋建 167 ㎡ 休憩所、食堂、その他福利厚生施設

位置図



※山下ふ頭港湾厚生センターは、平成 29 年 7 月に移転し、山下ふ頭港湾厚生センター（本館）となりました。
※山下ふ頭港湾厚生センター（別館）は、平成 29 年 8 月に新設しました。

2 指定管理期間の利用状況

【単位：人】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
大黒ふ頭港湾厚生センター	85,069	89,892	89,850	93,334
大黒レストハウス	73,289	71,625	75,764	81,476
出田町ふ頭港湾厚生センター	76,660	84,594	117,198	117,712
横浜市港湾労働会館	3,005	3,153	2,894	2,997
山下ふ頭港湾厚生センター（本館）	80,235	78,229	85,819	85,381
山下ふ頭港湾厚生センター（別館）	152,873	182,239	189,625	185,918
本牧ふ頭港湾厚生センター	472,397	478,598	490,314	496,542
港湾労働者本牧ふ頭厚生施設	4,165	4,267	4,024	3,828
本牧ふ頭 B 突堤厚生施設	25,991	26,341	26,808	30,772

①【大黒ふ頭港湾厚生センター】



②【大黒ふ頭レストハウス】



③【出田町ふ頭港湾厚生センター】



④【横浜市港湾労働会館】



⑤【山下ふ頭港湾厚生センター（本館）】



⑤【山下ふ頭港湾厚生センター（別館）】



⑥【本牧ふ頭港湾厚生センター】



⑦【港湾労働者本牧ふ頭厚生施設】



⑧【本牧ふ頭B突堤厚生施設】

